3. 児童クラブでの生活について

■　登所・帰宅及び児童クラブからの外出について

＜登所＞

自宅から児童クラブへの登所は、学年に関わらず、保護者が付き添ってください。
やむを得ない事情により児童の保護者が付き添うことができないときは、「児童一人登所・帰宅に伴う申請書」をクラブに提出し承認を受けてください。（＜児童一人登所・帰宅に伴う申請書＞を参照してください。）

小学校から児童クラブへの登所は、児童だけで行います。
小学校から児童クラブまでの通学路を確認し、交通ルールを守るよう、ご家庭でも指導してください。

※児童クラブでは、「保育システム（コドモン）」で出欠確認を行っています。
当日朝8時までの申請にご協力ください。特に土曜日の利用については、必ず事前にお知らせください。
申請方法につきましては入所決定書と一緒にお送りする「ちがさき学童保育の会　入所のしおり」をご確認ください。

＜帰宅＞

児童クラブからの帰宅は、学年に関わらず、保護者が開所時間内にお迎えに来てください。
保護者以外の方がお迎えに来るときは、保護者から児童クラブへ連絡を入れてください。

クラブには、送迎のための駐車場がありません。

近隣の方のご迷惑となりますので、お車での送迎はできません。



＜児童一人登所・帰宅に伴う申請書＞

やむを得ない事情により児童が一人で登所・帰宅しなければならない場合は、「児童一人登所・帰宅に伴う申請書」を提出し承認を受ける必要があります。

※「児童一人登所・帰宅に伴う申請書」が必要な場合は、入所後、支援員まで、お知らせください。
児童が一人で帰宅する場合には、ルールを定めておりますので、次の内容に同意の上、申請してください。
なお、児童クラブから自宅まで寄り道せずに向かうことができない等、安全が担保できない場合については、申請を不承認・お迎えでの対応をお願いすることがあります。

※新１年生については、学校や児童クラブでの生活に慣れてくる夏休み前を目処に、支援員と相談をしながら、一人帰りの時期を申請してください

１．帰宅に伴う時間の管理は、児童自身に行っていただきます。
２．児童の一人帰りの時間は、４月から９月は、おおむね午後５時まで、
１０月から３月までは、おおむね午後４時３０分とします。
（小学生のきょうだいによるお迎えは、上記の時間以内とさせて頂いております。ご了承ください。）
上記以降から午後７時までの時間は、保護者、あるいは代理の方のお迎えのみとなります。
３．一人帰りや習い事、外出等でお子様を児童クラブから送り出した時点で、各ご家庭の責任となります。
一人帰りや習い事、外出等の際のトラブルに児童クラブは介入できませんのでご了承ください。
４．警報発令時は、一人登所・帰宅はできません。 保護者または代理の方のお迎えをお願いいたします。
５．緊急時や支援員の判断により一人帰りをさせずお迎えをお願いする場合があります。
６．上記の内容により延長保育になった場合は、延長保育料を負担していただきます。

＜登所後の児童クラブからの外出＞

習い事や小学校ふれあいプラザ等で、一度児童クラブに登所した後に外出することは可能です。
児童クラブから外出するときは、「児童クラブオンライン入所申請」の「児童の保育外行動に関する同意」の内容を確認し、支援員に申し出てください。
ただし、**新１年生の場合は児童の安全面を考慮し、児童クラブから一人での外出は、夏休み前日までできません。必ず保護者、あるいは代理の方によるお迎えでご対応ください。**
なお、プラザ参加のための外出は、新１年生の場合でも４月より可能となりますが、支援員による付き添いはできないため、児童のみで児童クラブとプラザを行き来することとなります。
場合によっては送り出しについて相談させていただく場合がございますことをご了承ください。



＜欠席の連絡＞

児童が児童クラブを欠席するときは、必ず保護者から欠席する旨を連絡してください。
連絡手段は、保育システム（コドモン）、電話、書面などでお願いします。
メールでの連絡はしないでください。欠席連絡がない場合は、入所後に提出いただく「令和9年度緊急時連絡先」に記載の連絡先に連絡の上、確認いたしますのでご了承ください。

＜児童の様子について＞

児童クラブ毎に、保育報告会・懇談会を開催し、児童クラブでの児童の様子を支援員から報告いたします。また、保護者同士の交流を深める場でもありますので、是非ご参加ください。
その他、お子様の様子などで気になる事がありましたら、遠慮なく支援員にご相談ください。

■ 見守りカメラの設置について

近年の事故や犯罪の多様性と増加を鑑み、子どもたちの活動の様子や職員の対応の記録、事故や怪我の防止、保育の質の向上を図ることを目的として、全ての施設に見守りカメラを設置しています。なお、見守りカメラの撮影範囲は、「保育スペース」のみとし、プライバシーが厳守されるべき場所(トイレ・更衣室等)は避けて設置しています。
閲覧は当会が必要と判断した場合のみとし、当会職員以外に公開することはいたしません。ご了承ください。

■　感染症について

児童クラブは、子どもたちが集団で過ごす場ですので、感染症の流行を予防するために、小学校と同様に、『学校保健安全法施行規則』に沿って対応しています。お子様が医療機関等で『学校保健安全法の感染症』と診断された場合は、支援員にご連絡ください。

■　指定感染症等発生時の対応について

指定感染症等が発生した場合は、感染症毎に行政機関の発行するガイドラインや茅ヶ崎市立小学校の対応などの状況を基に、茅ヶ崎市教育推進部青少年課と協議の上、児童クラブの対応を決め、迅速に対応すると共に、保護者の皆様へ都度お知らせいたします。

■　学級閉鎖等の対応について

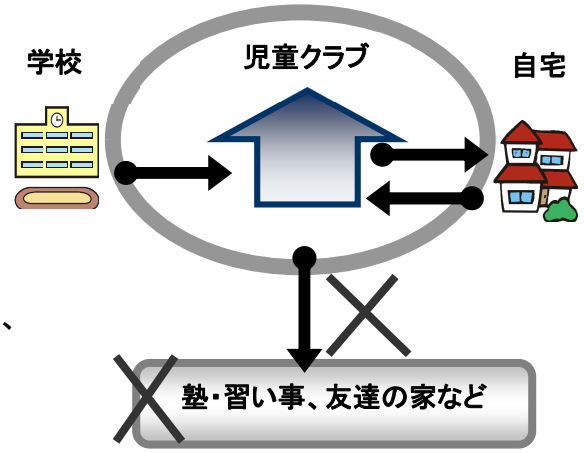
学校所属クラスが学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖のいずれか該当となった場合は、
児童クラブのご利用はできません。
学校保健安全法施行規則第 19 条に基づく学校における出席停止期間は「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。」です。この期間中は、利用できません。
なお、期間経過後も体調がすぐれない場合は利用をお控えください。

※これまで、指定感染症等による学級閉鎖等の場合であっても、本人が健康であれば原則 8 時から受け入れを行っていましたが、感染症等の感染拡大を防ぐため、上記の対応となります。
保護者のご理解とご協力をお願いいたします。



■　保険について

児童クラブでの保育活動中における児童及び職員等の事故や怪我に対する補償は、ちがさき学童保育の会で加入している、傷害保険及び賠償責任保険の範囲でその費用を負担します。



児童クラブ外の施設や学校及び近隣の物を破損させたときは、賠償責任の範囲内でその費用を負担します。免責（自己負担）分の負担については、その状況によりご請求する場合があります。

児童クラブでの保育活動中において、児童が故意に起こした傷害や破損事故については、保険対象外となります。
この場合の費用を、当該児童の保護者へご請求する場合がありますので、ご了承ください。

また、児童クラブから習い事・小学校ふれあいプラザ等へ外出するときは、その目的地までの移動中及び目的地での破損事故や怪我については、当会の保険は適用されませんのでご了承ください。

■ 緊急時の対応について

1. 緊急時について

① 緊急時とは、気象警報の発令、災害や地震警戒宣言発令時や大地震発生時、不審者等による事件が、児童クラブ及び地域内で発生したときです。

② 緊急時の該当地域は、神奈川県湘南〔神奈川県東部（**茅ヶ崎市**）〕の地区です。

③ 警報の発令の有無は、テレビ・ラジオ・インターネット等で確認してください。
気象庁が発表する気象情報や茅ヶ崎市が発令する避難情報等については、以下のHPでご確認ください。

◆気象庁HP「あなたの街の防災情報（茅ヶ崎市）」

◆茅ヶ崎市の避難情報

2. 連絡方法について

緊急時の対応については、可能な限り「一斉メール連絡システム」にて、ご連絡いたしますが、停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合がありますのでご了承ください。

3. 児童クラブの対応および児童の登所等について

緊急時は、保護者又は代理人（以下「保護者等」という）の送迎をお願いします。
児童だけでの登所・外出・一人帰りはできません。
緊急時の対応は、学校によって異なる場合があります。
児童クラブでは、次の場合**閉所**となります。具体的な開所・閉所の対応パターンは次の表のとおりとなります。

①施設の安全が確保できない場合（例：窓ガラスが割れている、浸水している等）

②気象庁が茅ヶ崎市に「レベル4の危険警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）」**以上の警報及び特別警報**（大雪・暴風・暴風雪・波浪）**を発表した場合**。
該当クラブ：全児童クラブ

③茅ヶ崎市より「警戒レベル3(高齢者等避難)」以上（「警戒レベル4（避難指示）」「警戒レベル5（緊急安全確保）」）**が発令された場合**。
該当クラブ：発令対象地域の児童クラブ

④天候状況等に対応するために小学校が休校となった場合
該当クラブ：休校となった小学校区内の児童クラブ

※気象庁が茅ヶ崎市にレベル3相当の気象警報及びその他の気象警報（大雨・暴風・暴風雪・波浪）を発表していても、茅ヶ崎市が警戒レベル3以上の避難情報を発令していない場合は開所します。

※ゲリラ豪雨等により気象庁から警報等の発表がなくとも、児童の安全が確保できない可能性がある場合にも保護者等の送迎をお願いする場合があります。

A.小学校へ登校後

小学校の対応	児童クラブの対応
一斉下校	**下校時より開所します。**
保護者の引取り による下校	**下校時より開所します。** **保護者等によって児童を引取り、児童クラブへ連れて来てください。** 引取り下校の理由によって、児童だけでの一人帰りはさせない場合があります。その場合は、保護者等による引取りをお願いします。 **※支援員による児童の引取りはできません。**

※警報が解除されても、状況により保護者等の送迎をお願いする場合があります。

B.小学校へ登校前

小学校の対応	児童クラブの対応
自宅待機 登校時間の遅延	登校後の**下校時より開所します。** ※児童、保護者及び施設職員等の安全確保の観点から８時からの開所はおこないません。
臨時休校 （天候状況等の対応）	**閉所します。** ※ただし午前１１時を目安に気象警報等の解除が見込まれる場合は、下校時より開所する場合があります（一斉メールにてお知らせします）

C.小学校が長期休業等の場合

春季休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業、土曜日、学校閉鎖時や行事の代休等で学校が休みの日の対応です。

状況	児童クラブの対応
気象庁がレベル3の警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）**及び警報**（大雪・暴風・暴風雪）**発表時** ※波浪警報は、通常通り開所	**午前8時より開所します。** ただし、公共交通機関の運行遅延等によりクラブ開所に障害が発生している場合があるため、開所状況を「一斉メール」でご連絡します。 **必ずメールを確認し、コドモンにて登所連絡を入れたうえで、保護者等による付き添いで登所**をお願いします。
気象庁がレベル4の危険警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）**以上の警報及び特別警報**（大雪・暴風・暴風雪・波浪）**発表時**	**閉所します。** ご家庭で速やかに、命を守る行動を取ってください。
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）**発表**	施設整備の安全性、職員配置状況、地域防災計画等を踏まえ、**開所の可否を別途判断**します。また、必要に応じて保護者への早期お迎え要請を行うことがあります。
大地震（震度5弱以上） **発生時**	**閉所します。** ※ただし被災想定地域により、安全が確保できる児童クラブのみ開所する場合があります。
津波警報/大津波警報発表時	
不審者等による事件発生時	**開所します。** **※必ず保護者等が付き添いのうえ登所してください。**

D.児童クラブへ登所後

状況	児童クラブの対応
気象庁がレベル3の警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）**及び警報**（大雪・暴風・暴風雪）**発表時**	児童だけでの外出・一人帰りはできません。 **保護者等によるお迎えをお願いします。** ※波浪警報は、通常通り開所します。
気象庁がレベル4の危険警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）**以上の警報及び特別警報**（大雪・暴風・暴風雪・波浪）**発表時**	速やかに命を守る行動を取ります。状況により、クラブに留め置き、安全確認後に各地域の避難所へ避難します。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**発表**	施設整備の安全性、職員配置状況、地域防災計画等を踏まえ、**開所の可否を別途判断**します。また、必要に応じて保護者への早期お迎え要請を行うことがあります。
大地震（震度5弱以上）**発生時** **津波警報/大津波警報発表時**	クラブごとに決められた一時退避場所に避難します。 **避難場所にて保護者等の引取りによる帰宅**となります。
不審者等による事件発生時	状況により、学校・公共施設等へ避難します。 **保護者等の引取りによる帰宅となります。**

＜避難訓練の実施＞

児童クラブでは、緊急時に備え、さまざまな場面を想定し、施設毎に年5回の避難訓練(下記参照)と毎年9月上旬に、当会が管理・運営する施設の一斉避難訓練を実施しています。実施の前後には、ご家庭でも避難訓練の大切さを話し合ってください。

5月《地震》　7月《火災》　9月《地震・津波・洪水》　12月《不審者》　2月《救急》



